

2012年11月5日 全10頁

CCP 向けエクスポートの資本賦課（案）

【金融庁告示改正（案）】バーゼルⅢの「ラスト・ピース」が法制化へ

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2012年10月24日、金融庁は、バーゼル規制に関して、国際統一基準行を対象として、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示の一部を改正する案（告示改正案）を公表している。
- 告示改正案は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2012年7月25日、バーゼルⅢのなかで唯一最終化されていなかった、銀行の清算機関（CCP）向けエクスポートにに対する資本賦課に関する暫定規則を公表したことを踏まえたものである。
- 金融庁は、パブリックコメントの終了後、2012年12月末までに正式に（改正後の）告示を公布し、2013年3月31日から適用する予定としている。そのため、告示改正案へのパブリックコメントの提出期間は、公表日から2012年11月7日までと、本来の「三十日以上」よりも短縮されたものとなっている。
- CCP 向けエクスポートについては、現行規制上、一般的にエクスポート額を「ゼロ」とする取扱いが認められている。現行の取扱いの見直しの背景には、適格な CCP を通じた OTC デリバティブ取引の決済を促進する必要性がある。
- これを実現すべく、告示改正案は、CCP に取引を集中させることにより生じ得る潜在的なシステム・リスクにかんがみ、エクスポート額「ゼロ」を認めるための要件を厳格化しつつも、一定の要件を充足する CCP 向けエクスポートにに対する資本賦課を本則よりも緩和している。
- 適用が開始される 2013 年 3 月末に向けて、対象となる国際統一基準行としては、CCP の適格性の有無、CCP 向けエクスポート（トレード・エクスポートおよび清算基金）の洗い出しが急務となろう。
- 特に、清算基金の信用リスク・アセット額の算出にあたってリスク感応的な手法を採用する場合は、取引がある CCP と協議のうえ、入念な準備を進める必要が生じよう。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 現行の取扱いと見直しの背景	3
■ 3. CCP向けエクスポートジャーナーに対する資本賦課（案）	3
■ 4. おわりに	10

1. はじめに

2012年10月24日、金融庁は、バーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制）に関して、国際統一基準行を対象として、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）に係る「告示」¹の一部を改正する案（以下、「告示改正案」）を公表している²。

告示改正案は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS: Basel Committee on Banking Supervision）が、2012年7月25日、バーゼルⅢのなかで唯一最終化されていなかった、銀行の清算機関（CCP: Central Counterparty）向けエクスポートジャーナーに対する資本賦課に関する暫定規則（以下、「BCBS暫定規則」）を公表³したことを踏まえたものである。

金融庁は、パブリックコメントの終了後、2012年12月末までに正式に（改正後の）告示を公布し、（バーゼルⅢを踏まえて2012年3月30日に公布された告示（の改正）やそれに付随するQ&A・監督指針等⁴と同様に、）2013年3月31日から適用する予定としている。

そのため、告示改正案へのパブリックコメントの提出期間は、公表日（2012年10月24日）から2012年11月7日までと、本来の「三十日以上」よりも短縮されたものとなっている⁵。

本稿では、告示改正案の内容を簡潔に説明する。

¹ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

² 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121024-2.html>)

³ BCBSウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p120725a.htm>)

⁴ バーゼルⅢに関連する国内規制の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「『第2の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12091403financial.html>)

◆「評価損を自己資本に反映しない特例の復活（国内基準）」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12091402financial.html>)

◆「早期是正措置の区分、バーゼルⅢに合わせて見直しへ」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12091401financial.html>)

◆「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12082701securities.html>)

◆「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

◆「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月25日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12042501financial.html>)

◆「バーゼルⅢ告示② Tier 1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月19日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041901financial.html>)

◆「バーゼルⅢ告示① 普通株式等Tier 1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月12日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041201financial.html>)

⁵ 行政手続法第39条・40条参照

2. 現行の取扱いと見直しの背景

(1) 現行の取扱い

CCP 向けエクスポージャーについては、現行規制上、一般的に（当該エクspoージャーが日々の値洗いにより担保でカバーされている場合に限り、）エクspoージャー額を「ゼロ」とする取扱いが認められている（告示第 10 条第 3 項等参照）。

(2) 見直しの背景

現行の取扱いの見直しの背景には、（CCPに取引を集中させることにより生じ得る潜在的なシステムリスク・リスクにかんがみ、エクspoージャー額「ゼロ」を認めるための要件を厳格化しつつも、一定の要件を充足する CCP 向けエクspoージャーに対する資本賦課を本則よりも緩和することで、） CCP を通じた店頭（OTC）デリバティブ取引の決済（清算集中）を促進する必要性がある⁶。

3. CCP 向けエクspoージャーに対する資本賦課（案）

(1) イメージ図

告示改正案が定める CCP 向けエクspoージャーに対する資本賦課は、（当然のことながら、） BCBS 暫定規則を踏襲したものとなっている。

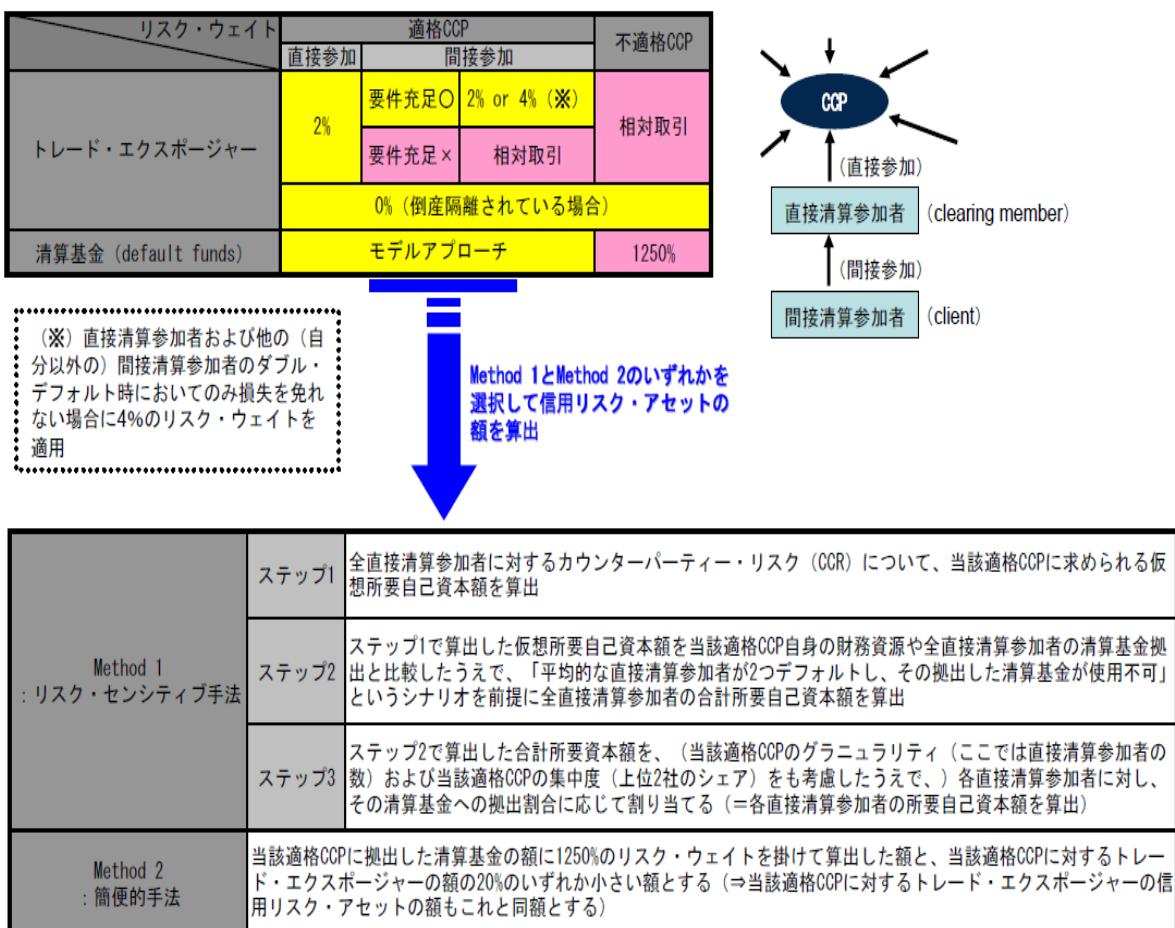
これをイメージ図で表すと、図表 1 のようになる。

⁶ G20 ピッツバーグ・サミット（2009 年 9 月）のコミットメントにかんがみ、我が国では、標準化された OTC デリバティブ取引（インデックス CDS 等）の清算集中が法制化されており、2012 年 11 月 1 日から施行されている（金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html>））。我が国における OTC デリバティブ取引の清算集中の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「店頭デリバティブ取引の清算集中」（横山淳）[2010 年 5 月 25 日]

（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/10052501securities.html>）

図表1 CCP 向けエクスポージャーに対する資本賦課（案）



(出所) 告示改正案、BCBS 暫定規則および「バーゼルⅢにおけるカウンターパーティーリスク取扱いの見直し」(安達ゆり/丹羽文紀、「金融財政事情」2012.2.13) 図表3を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 用語の定義

続いて、告示改正案における用語の定義を紹介するものとする (図表1を併せて参照されたい)。

① CCP

CCP (告示改正案では「中央清算機関」) とは、次に掲げる者をいう (告示改正案第1条7の2)。

- 「金融商品取引法 (中略) 第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者」
- 「商品先物取引法 (中略) 第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者」
- 「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者」

② 適格 CCP

適格 CCP（告示改正案では「適格中央清算機関」）とは、リスク・センシティブ手法（図表1 参照）により所要自己資本額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であつて、次に掲げる者をいう（告示改正案第1条7の3）。

- 「金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関」
- 「商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関」
- 「外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者」

本稿では、便宜上、これに該当しない CCP を「不適格 CCP」と表記するものとする。

③ トレード・エクスポートージャー

トレード・エクスポートージャーとは、「派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポートージャーをいう」（告示改正案第1条37の3）。

これは、デリバティブ取引およびレポ取引の時価（current exposure + potential future exposure）、そしてこれらに関する担保（当初・変動証拠金）の差入れにより生ずるエクスポートージャーと言い換えることが可能である（BCBS暫定規則参照）。

④ 直接清算参加者

直接清算参加者とは、「トレード・エクスポートージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう」（告示改正案第1条37の4）。

BCBS暫定規則では、“clearing member”と表現されている。

⑤ 間接清算参加者

間接清算参加者とは、「直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャーを有する者をいう」（告示改正案第1条37の5）。

BCBS暫定規則では、“client”と表現されている。

⑥ 清算基金

清算基金とは、「自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機

間に預託する金銭その他の財産をいう」（告示改正案第1条37の6）。

BCBS暫定規則では、“default funds”と表現されている。

(3) CCP向けトレード・エクスポートージャーのリスク・ウェイト

次に、CCP向けトレード・エクスポートージャーのリスク・ウェイトを簡潔に説明するものとする（図表1を併せて参照されたい）。

まず、不適格CCP向けトレード・エクスポートージャーは、相対取引として扱われるため、最低20%のリスク・ウェイトが課されるのが原則である。

もっとも、（適格CCP向けトレード・エクスポートージャーはもちろんのこと、）不適格CCP向けトレード・エクスポートージャーであっても、当該CCP向けトレード・エクスポートージャーが倒産隔離されている場合、すなわち、当該エクスポートージャーがCCP以外の第三者において分別管理されており、かつ、CCPの倒産手続に伴う損失の発生を防ぐために必要な施策が講ぜられている場合は、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。すなわち、リスク・ウェイトはゼロである（告示改正案第10条第3項第2号等参照）⁷。

以上の2点は、直接参加と間接参加の双方にあてはまる。

続いて、適格CCP向けトレード・エクスポートージャーのリスク・ウェイトの説明に移る。

直接参加の場合、リスク・ウェイトは2%に軽減される（告示改正案第270条の7第2項第1号等参照）。

間接参加の場合、直接清算参加者および他の（自分以外の）間接清算参加者がともにデフォルトとなった場合（ダブル・デフォルト時）でも、銀行への損失の発生を防ぐための施策を適格CCPまたは直接清算参加者が講じている場合に限り、リスク・ウェイトは2%に軽減される（告示改正案第270条の7第2項第2号等参照）。

また、間接参加の場合で、（直接清算参加者または他の間接清算参加者のいずれかがデフォルトとなった場合は損失を免れるが、）ダブル・デフォルト時においてのみ損失を免れない場合には、リスク・ウェイトは4%に軽減される。

(4) 清算基金の信用リスク・アセットの額

最後に、CCPに預託する清算基金の信用リスク・アセットの額を簡潔に説明する（図表1を併せて参照されたい）。

まず、不適格CCPに預託する清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該不適格CCPに拠

⁷ 倒産隔離の場合の信用リスク・アセット額の算出免除は、あくまでもCCP向けトレード・エクスポートージャー（具体的には、そのうち担保の差入れにより生ずるもの）に関するものであり、次の（4）で説明する清算基金の信用リスク・アセット額には適用されない点に留意されたい。

出した清算基金の額に 1250%のリスク・ウェイトを乗じた額とされている（告示改正案第 270 条の 9 等参照）。

続いて、適格 CCP に預託する清算基金に対する所要自己資本額の説明に移る。

適格 CCP に預託する清算基金の信用リスク・アセットの額は、「リスク・センシティブ手法」と「簡便的手法」のいずれかを用いて算出する（告示改正案第 270 条の 8 第 1 項等参照）。

① Method 1 : リスク・センシティブ手法

リスク・センシティブ手法とは、図表 2 から図表 6 に掲げる、3 つのステップからなる算式群により算出した所要自己資本額（KCM）に 12.5 を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう（告示改正案第 270 条の 8 第 2 項等参照）。

まず、ステップ 1 として、全直接清算参加者に対するカウンターパーティー・リスク（CCR）について、当該適格 CCP に求められる仮想所要自己資本額（KCCP）を算出する（図表 2）。

図表 2 リスク・センシティブ手法：ステップ 1

$$\text{ステップ1} \quad K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

■EBRM_i = 当該適格 CCP が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額 + 当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額

■IM_i = 直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金

■DF_i = 直接清算参加者 i が拠出した清算基金

（出所）告示改正案および BCBS 暫定規則を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ここでいう「適格 CCP が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額」は、「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」（告示第 104 条および第 113 条）とされている（告示改正案第 270 条の 8 第 2 項第 2 号等参照）。

この「信用リスク削減手法適用後エクspoージャー額」の計算は、デリバティブ取引の場合、カレント・エクspoージャー方式（告示第 79 条の 2）を用いることとされている（告示改正案第 270 条の 8 第 2 項第 3 号等参照）。

この場合、法的に有効な相対ネッティング契約下にあるデリバティブ取引については、図表 3 の算式により得られた額（ネットのアドオン）とする（告示改正案第 270 条の 8 第 2 項第 4 号等参照）⁸。

⁸ 本則の算式は、「0.4×グロスのアドオン+0.6×ネット再構築コスト／グロス再構築コスト×グロスのアドオン」（告示 79 条の 2 第 3 項 2 号。下線は筆者）となっている。

図表3 ネットのアドオン

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(出所) 告示改正案

もっとも、図表3の算式における「ネット再構築コスト／グロス再構築コスト」の計算が不可能な場合は、2013年6月29日までの間に限り、これを「0.30」として算出することが認められる（告示改正案附則第3条参照）（図表4）。

図表4 ネットのアドオン：2013年6月29日までの経過措置

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times 0.30 \times \text{グロスのアドオン}$$

(出所) 告示改正案

続いて、ステップ2として、ステップ1で算出した仮想所要自己資本額を当該適格 CCP 自身の財務資源や全直接清算参加者の清算基金拠出と比較したうえで、「平均的な直接清算参加者が2つデフォルトし、その拠出した清算基金が使用不可」というシナリオを前提に全直接清算参加者の合計所要自己資本額（K*CM）を算出する（図表5）。

図表5 リスク・センシティブ手法：ステップ2

ステップ2	$K^{*CM} = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & \text{if } DF' < K_{CCP} \quad (\text{i}) \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \quad (\text{ii}) \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \quad (\text{iii}) \end{cases}$ $DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$ $DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$ $c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\% \right\}$
-------	--

- DFCCP = 当該適格 CCP が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により CCP に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く）に先立ち負担するものの額
- (※) 「DFCM」の定義は図表6(P9)を参照されたい。

(出所) 告示改正案およびBCBS暫定規則を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

最後に、ステップ3として、ステップ2で拠出した合計所要自己資本額を、（当該適格 CCP のグラニュラリティ（ここでは直接清算参加者の数）および当該適格 CCP の集中度（上位2社

のシェア) をも考慮したうえで、) 各直接清算参加者に対し、その清算基金への拠出割合に応じて割り当てる。すなわち、各直接清算参加者の所要自己資本額 (K_{CM}) を算出する(図表6)。

図表6 リスク・センシティブ手法：ステップ3

ステップ3	$K_{CM} = \left(1 + \beta \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K^*_{CM}$ $\beta = \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}}$ $DF_{CM} = \sum_i DF_i$
-------	--

■ N = 当該適格 CCP に係る直接清算参加者の数

■ DF = 当該適格 CCP に銀行が拠出した清算基金の額

■ ANet, i = 直接清算参加者 i に対する EBRMi の額（デリバティブ取引に関してカレント・エクスポートージャー方式で算出したアドオンを除く）

■ ANet, 1 = 当該適格 CCP が有する各直接清算参加者に対するエクスポートージャーの額のうち最大の額

■ ANet, 2 = 当該適格 CCP が有する各直接清算参加者に対するエクスポートージャーの額のうち二番目に大きい額

■ Σ ANet, i = 当該適格 CCP が有する各直接清算参加者に対するエクスポートージャーの額の合計額

(出所) 告示改正案および BCBS 暫定規則を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

② Method 2 : 簡便的手法

簡便的手法とは、図表7の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう(告示改正案第270条の8第3項等参照)。

図表7 簡便的手法

$$\text{Min} \left\{ (2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE \right\}$$

■ TE = 当該適格 CCP に対するトレード・エクスポートージャーの額

■ DF = 当該適格 CCP に銀行が拠出した清算基金の額

この手法は、言うなれば、当該適格 CCP に拠出した清算基金の信用リスク・アセットの額を、当該適格 CCP に拠出した清算基金に 1250% のリスク・ウェイトを掛けたものとする一方で、当該適格 CCP に対するトレード・エクスポートージャーの額の 20% を上限(キャップ)とするもので

ある。

また、この手法を採用する場合、当該 CCP に対するトレード・エクスポートの信用リスク・アセットの額もまた図表 7 の算式により算出された額となることから、別途これを算出することを要しない。

(5) 現行の取扱いの維持

次に掲げるものについては、従来どおり、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない（告示改正案第 10 条第 3 項第 1 号・第 3 号等参照）。

- 信用取引（その他これに類する海外の取引）および現物・直物取引により生ずる CCP 向けエクスポート（または間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポート）
- 預託金または担保の差入れにより生ずる「資金清算機関等」（「資金決済に関する法律」第 2 条第 6 項）向けエクスポート

上記「資金清算機関」に該当する先としては、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが想定されている（「バーゼル II に関する Q&A」第 10 条-Q1 参照）。

また、先物取引（例えば株価指数先物取引）は、「先物資産購入」（告示第 78 条第 2 項第 2 号）に該当することから、従来どおり、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要がある（「バーゼル II に関する Q&A」第 78 条-Q10 参照）。これは、当該取引の相手方が（告示改正案第 10 条第 3 項に規定する）CCP に該当する場合であっても同様である点に留意されたい⁹。

4. おわりに

以上が、告示改正案の概要である。適用が開始される 2013 年 3 月末に向けて、対象となる国際統一基準行としては、CCP の適格性の有無、CCP 向けエクスポート（トレード・エクスポートおよび清算基金）の洗い出しが急務となろう。

特に、清算基金についてリスク・センシティブ手法を採用する場合は、取引がある適格 CCP と協議のうえ、入念な準備を進める必要が生じよう。

以上

⁹ 株価指数先物取引の相手方が CCP に該当する場合は、その CCP 向けトレード・エクスポートが倒産隔離されている場合に限り、当該取引の相手方（すなわち当該 CCP）の信用リスク・アセットの額を算出することは要しないという取扱いになるものと思われる（「バーゼル II に関する Q&A」第 78 条-Q10 および告示改正案第 3 項 2 号等参照）。